

要配慮者台帳、避難行動要支援者名簿について

◆ 問い合わせ ◆ ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内） 電話 893-3810

大規模災害では、近隣住民同士の助け合いによる支援が最も有効であることが明らかになっていきます。災害発生時や日ごろの見守り支援体制づくりのために要配慮者台帳、避難行動要支援者名簿を作成しています。

▼**制度の概要** 東日本大震災における要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、災害対策基本法が改正されました。その中で、円滑かつ安全な避難を確保するため「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。併せて「災害時要援護者」という表現に代わって「要配慮者」という表記が使用されています。

▼**目的** 要配慮者または避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成促進・日常生活において行う声掛け、相談など・災害時の安否確認及び避難支援に活用します。

要配慮者台帳とは

要配慮者台帳の対象者は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当するもので、同意を得た情報を「地域見守り台帳」に登録しています。

地域見守り台帳対象者（要配慮者）

①65歳以上の一人暮らし高齢者



②75歳以上の高齢者のみの世帯の者



③身体障害者手帳（1級から3級）



④療育手帳

⑤精神障害者保健福祉手帳

上記の交付を受けている者

⑥要介護3から5の認定を受けている者



⑦町長が認める者



地域見守り台帳作成

避難行動要支援者名簿とは

自ら避難することが困難な者であって、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当するものです。同意を得た名簿は平常時から避難支援などの実施に携わる関係者に情報共有し、災害発生時に特に必要であると認める場合は、同意を得ることなく避難支援の実施に必要な限度で名簿情報の提供が可能になります。

避難行動要支援対象者

①身体障害者手帳

- 視覚障害、下肢障害、体幹障害（1級から3級）
- 上肢障害、内部障害、聴覚障害（1級）

上記の交付を受けている者



②療育手帳

A1及びA2の交付を受けている者



③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者



④要介護3から5の認定を受けている者



⑤町長が認める者

